

令和3年第5回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和3年5月6日（木）午後2時00分から午後3時20分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 小林 司朗、 若尾 英夫、 奥村 武司、 奥村 富雄、 樋口 孝男、 中根 章子
農地利用最適化推進委員	飯田 繁好、 鈴木 好則、 奥村 榮造、 三宅 静喜
欠席を要請した農業委員・農地利用最適化推進委員	中村 茂、 奥村 久光、 可児 博恭、 玉木 武義、 伊藤 卓、 栗本 京治、 熊澤 政行、 佐橋 和弘、 勝野 仁司、 奥村 廣二、 奥村 松市
事務局	事務局長 高井美樹、 課長 杉山尚示、 係長 金澤 貴、 再任用職員 前田 晃
議案	第20号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第21号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第22号 農地法第5条第1項の規程による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第23号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画に対する意見について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和3年第5回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、新型コロナウイルス第4波、非常事態対策のため、人数を制限して8名で、定足数に達しています。 また、推進委員の出席は4名です。
議長	これより、令和3年第5回可児市農業委員会総会を開会します。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりになっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、9番奥村武司委員、14番中根章子委員の両名を指名します。

議長 続きまして、日程第2、議案第20号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

事務局 なお、受付番号3番から8番の案件は、日程第6、議案第24号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号25番と関連しておりますので、併せて審議します。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第2、議案第20号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について説明します。

事務局 申請の内訳は、売買による所有権移転7件、使用貸借権の設定1件の合計8件です。

事務局 受付番号1番は、羽崎の方と羽崎の方との間での売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

事務局 羽崎地内において、譲受人は申請地の近隣で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

事務局 詳細については、資料のとおりです。

事務局 受付番号2番は、広見の方と広見の方の間における使用貸借権の設定で、3条許可を求めるものです。

事務局 久々利地内において、使用貸人は後継者である使用借人に経営移譲するとのことです。

事務局 詳細については、資料のとおりです。

事務局 受付番号3番から8番と、議案第24号、受付番号25番は関連しますので、併せて説明します。

事務局 受付番号3番、4番は、瀬田2名の方と柿田の方の間における売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

事務局 瀬田地内において、譲受人は、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

事務局 詳細については、資料のとおりです。

事務局 受付番号5番から8番は、平貝戸3名及び愛知県刈谷市の方と柿田の方の間における売買による所有権移転で、3条許可を求めるものです。

事務局 平貝戸地内において、譲受人は、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

事務局 詳細については、資料のとおりです。

議長 以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移転は妥当と考えます。

議長 続きまして、議案第24号、受付番号25番について説明します。

議長 瀬田の方と柿田の方との間で新規の使用貸借権の設定です。

議長 瀬田地内において、令和4年5月までの1年間利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

鈴木委員 受付番号1番、羽崎お願いします。

鈴木委員 推進委員6番の鈴木が報告します。

鈴木委員 譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、商売をしており農業まで手が回らない状況に

あり、自宅周辺で農業をしている譲受人が自宅裏の農地を取得するもので、問題ないと思います。

議 長 受付番号2番、久々利お願いします。

奥村(富)委員 農業委員11番の奥村が報告します。

3月に3条により取得された農地を、後継者に経営移譲するもので、問題ないと思います。

議 長 受付番号3番から8番、瀬田及び平貝戸お願いします。

奥村(榮)委員 推進委員8番の奥村が報告します。

受付番号3番、4番が瀬田地内の農地であり、5番から8番が平貝戸地内の一団の農地となります。

譲受人は瀬田、柿田地内で耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を図るもので、何ら問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 【質疑なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第2、議案第20号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可については、当委員会として許可することに、また、日程第6、議案第24号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての受付番号25番については、当委員会として承認し、市長に報告することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第20号は、許可することに、また、議案第24号、受付番号25番については、これを承認し、市に報告することに決しました。

議 長 続きまして、日程第3、議案第21号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号2番については、取り下げとなります。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第3、議案第21号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について説明します。

今回は1件の申請となります。

受付番号1番は、下切の方が農地転用の許可を求めるもので、下切地内で隣接地を一体利用して、自宅への進入路、庭、駐車場敷地にするとのこと。立地基準等は2種農地となりますが、自宅への進入路として代替地検討は必要ありません。

その他、詳細については資料のとおりです。隣接地に農地はありません。

なお、昭和年月日不詳から許可を受けずに宅地として利用していたため、始末書が提出されています。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

飯田委員 受付番号1番、下切をお願いします。
推進委員5番の飯田が報告します。
宅地、進入路として使用されており始末書が提出されていますが、問題ないと思いません。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

事務局委員 先ほど、2種農地と説明しましたが3種農地となります。訂正いたします。
【質疑なしの声多数】
意見も無いようですのでお諮りいたします。
日程第3、議案第21号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

委員 長 【異議なしの声多数】
異議ないものと認め、本案件は許可相当として市に進達することに決しました。

議長 長 続きまして、日程第4、議案第22号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第22号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転に伴う農地転用許可申請の内容について説明します。
今回の申請の内訳は、売買による所有権移転が8件、賃借権の設定が2件、使用貸借権の設定が2件の合計12件です。
受付番号1番は、今渡の方と土田の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。
譲受人は、今渡地内で2区画に宅地分譲するとのことです。
その他詳細については資料のとおりです。
周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。
受付番号2番は、川合の方と東京都の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。
譲受人は、川合地内で2棟の分譲住宅を建築するとのことです。
その他詳細については資料のとおりです。申請地に隣接する農地はありません。
受付番号3番は、土田の方と美濃加茂市の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。
譲受人は、土田地内で隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。
その他詳細については資料のとおりです。
周辺農地等の被害防除策としましては、既設石積とコンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。
受付番号4番は、今渡の方と今渡の方による売買による所有権移転で、転用許可を求

めるものです。

譲受人は、坂戸地内で隣接地を一体利用して貸資材置場を整備するとのことです。

立地基準は2種農地と判断されますが代替地検討はなされています。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

令和3年2月9日で農用地除外済みです。

受付番号5番は、下切の方と御嵩町の法人による賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

賃借人は、下切地内で精米機の設置と来客用駐車場を整備するとのことです。

その他詳細については資料のとおりです。申請地に隣接する農地はありません。

受付番号6番は、柿下の方と柿下の方による使用賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は、柿下地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準は2種農地と判断されますが代替地検討はなされています。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号7番は、広見の方と広見の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、広見地内で隣接地を一体利用して貸家を建築するとのことです。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地等の被害防除策としましては、コンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

隣接地で受付番号8番、貸駐車場整備が同時申請されています。

受付番号8番は、広見の方と広見の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、広見地内で隣接地を一体利用して貸駐車場を整備するとのことです。

その他詳細については資料のとおりです。申請地に隣接する農地はありません。

周辺農地等の被害防除策としましては、コンクリート擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号9番は、広見の方と広見の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、広見六丁目地内で歯科診療所駐車場を整備するとのことです。

その他詳細については資料のとおりです。

東側に譲渡人所有の農地がありますが、周辺農地への被害防除策としましては、コンクリートブロックを敷設することで土砂等の流出を防ぐとのことです。

受付番号10番は、広見の方と広見の法人による賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

賃借人は、広見七丁目地内でケーブルテレビ駐車場を整備するとのこと。

その他詳細については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策としましては、隣接農地はありませんがコンクリートブロック壁により土砂等の流出を防ぐとのこと。

受付番号 11 番は、広見の方と愛知県一宮市の方による使用賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

使用借人は、中恵土地内で隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのこと。

その他詳細については資料のとおりです。申請地に隣接する農地はありません。

申請地の間にある赤道については、払下げを受けるため、市と協議が進んでいます。

受付番号 12 番は、中恵土の方と川合の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

譲受人は、中恵土地内で一般個人住宅を建築するとのこと。

その他詳細については資料のとおりです。

隣接する農地はすべて譲渡人が所有していて、周辺農地等への被害防除策としましては、コンクリート擁壁を敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

菱川委員 受付番号 1 番は、今渡です。私 1 番農業委員の菱川が説明します。

受付番号 1 番の場所は、今渡北小学校の名鉄広見線沿いの土地で、東側には、既存の集合住宅が 4 棟建設されており、前面道路に上下水道も整備されており、問題ないと思います。

議 長 受付番号 2 番、川合お願いします。

大澤委員 農業委員 2 番、大澤が報告します。

申請地の東西は宅地、南北は道路に囲まれた農地で、周辺は宅地化されており、ここだけ残った農地です。上下水道も整備されており、問題ないと思います。

議 長 受付番号 3 番、土田お願いします。

小林委員 農業委員 4 番、小林が報告します。

既存宅地と申請地を一体利用して一般個人住宅を建築される申請です。一部既存建物が農地に建築されており始末書が提出されています。周囲の農地への被害防除をされるので、問題ないと思います。

議 長 受付番号 4 番、坂戸お願いします。

若尾委員 農業委員 6 番、若尾が報告します。

可児川に面した農地で、原野である隣接地と一体利用して資材置場として整備されます。上下水道は必要なく、問題ないと思います。

進入道路に関して、ホームセンター側は民家もあり道路も狭いため、西側の今春橋側からの進入でお願いできればと思います。

議 長 受付番号 5 番、下切お願いします。

飯田委員	推進委員5番、飯田が報告します。
議 長	道路に面した三角地で、周囲に農地は無く、問題ないと思います。
奥村(富)委員	受付番号6番、柿下お願いします。
議 長	農業委員11番、奥村が報告します。
樋口委員	柿下公民館の近くで、農家住宅がまとまっている所です。今回の申請は、祖母の土地に孫が個人住宅を建築される申請で、問題ないと思います。
議 長	受付番号7番から10番、広見お願いします。
樋口委員	農業委員13番、樋口が報告します。
議 長	受付番号7番、8番は、同一申請人の案件で隣接地ですから併せて説明させていただきます。可児駅からの可児駅前線に接道する場所で、周辺は道路整備時に宅地化されており、雨水排水も道路側溝への排水で大丈夫です。隣接地に一部農地がありますが、耕作の意思がなく、売却を考えておられますから、問題ないと思います。乗り入れに関して、歩道がありますので、担当課と調整をお願いします。
議 長	受付番号9番は、区画整理地内で、隣接の歯科医院が歯科医院駐車場として整備する案件で、隣接農地は譲渡人が所有しており問題ないと思います。
三宅委員	受付番号10番は、こちらも区画整理地内で、道路を挟んだ向かいにあるケーブルテレビの駐車場として転用するものです。北側に農地がありますが被害防除策をする計画で問題ないと思います。南側道路は、歩道がありますので、乗り入れに関して担当課と調整をお願いします。
三宅委員	受付番号11番、12番、中恵土お願いします。
議 長	推進委員9番、三宅が報告します。
議 長	受付番号11番は、中恵土地内で、祖母の土地を借りて孫が個人住宅を建築する申請です。周囲に農地はなく、一体利用地の中にある赤道の払下げについても、市との協議が進んでいて、問題ないと思います。
議 長	受付番号12番は、隣接地の4条申請が取り下げとなり譲渡人の所有農地が残ります。申請地は、売買により個人住宅を建築する申請で、上下水道の整備もされており、問題ないと思います。
委員	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	【質疑なしの声多数】
委員	ご意見もないようですので、お諮りをします。
委員	日程第4、議案第22号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、当委員会としてこれを許可相当として市に進達することに、ご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
委員	異議ないものと認め、本案件は、当委員会としてこれを許可相当として、市に進達することに決しました。
議 長	続きまして、日程第5、議案第23号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について

を議題といたします。

議 長 それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 5、議案第 23 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について、内容を説明させていただきます。

申請は 1 件です。

受付番号 1 番は、下切の方が所有する下切地内の畑です。

所有者の父が相続した昭和 53 年 10 月頃から耕作をしなくなり、昭和 58 年頃から徐々に山林化して現在の状況となったとのことです。現地は山林化しており、今後耕作を再開する状況ではないとのことで、周辺は一筆の山林に取り囲まれている状況です。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

飯 田 委 員 受付番号 1 番、下切お願いします。

推進委員 5 番、飯田が報告します。

旧 248 号線に隣接する場所で、現況周囲は山林化しており、非農地として問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【質疑なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

本案件について、承認することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、本案件は承認することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 6、議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

なお、受付番号 25 番については、すでに審議済みです。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 6、議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法第 18 号第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定は、先ほど農地法第 3 条の関連に合わせて決定した受付番号 25 番を含め、農地中間管理権を取得して使用貸借 21 件、賃貸借 1 件、使用貸借 3 件の合計 25 件です。

受付番号 1 番から 21 番の案件は、同じ方が借人となりますので、併せて説明をします。石森の方外 20 名の方と岐阜市の法人との間での新規の農地中間管理権を取得した使用貸借権の設定です。石森他 10 の地区内の該当農地について、令和 13 年 6 月 29 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 22 番の案件は、土田の方と土田の方との間での新規の賃貸借権の設定です。土田地内の該当農地について、令和 13 年 5 月までの 10 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 23 番の案件は、大森の方と大森の方との間での新規の使用貸借権の設定です。大森地内の該当農地について、令和 8 年 5 月までの 5 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 24 番の案件は、中恵土の方と中恵土の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。久々利地内の該当農地について、令和 8 年 5 月までの 5 年間、利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

飯 田 委 員 姫治地区の利用権設定案件は、JAめぐみのの土利夢が耕作しているが、利用権の設定を受ける者である、一般社団法人岐阜県農畜産公社とは、どんな組織ですか。

事 務 局 中間管理機構という法人となり、貸人である農地所有者から集約して農地を借受け、地元で耕作できる農地所有適格法人等へ配分貸し付けをする、中間で取りまとめをする組織となります。

飯 田 委 員 農地所有者は、中間管理機構と契約をして、中間管理機構が、農地所有適格法人等へ貸し付けることですね。分かりました。

議 長 その他、ご意見はありませんか。

大 澤 委 員 受付番号 22 番の案件について、地元委員にお聞きします。借受人は、現在の営農面積が 250 m²で、借り受け面積が約 1, 000 m²と大きな農地、畑となりますが、耕作できますか。

小 林 委 員 本人には、面会していません。現地を確認して、少し荒れているが、畑として耕作されればいいと思い、現地確認をしてきました。

大 澤 委 員 1, 000 m²と大きな面積となり、本当に耕作できるか、営農能力は大丈夫なのか確認したい。

事 務 局 利用権設定の書類は、産業振興課で受付、書類審査をして、農業委員会で審議し承認する流れです。産業振興課で審査済みです。

大 澤 委 員 産業振興課で審査済みなら大丈夫ですね。

耕作が十分にできていない状態の場合は、どうなりますか。

事 務 局 農地パトロール等で不耕作や不適正管理であれば、事務局へ報告いただき、所有者や耕作者へ適正管理の指導をしていきます。

議 長 その他、ご意見はありませんか。

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 6、議案第 24 号、受付番号 1 番から 24 番について、これを承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委 員 **【異議なしの声多数】**

議 長 異議ないものと認め、これを承認し、市に報告することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 7、議案第 25 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見についてを議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 日程第 7、議案第 25 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見についての内容を説明させていただきます。

これは、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求め

るものです。

番号1番から5番の5筆については、御嵩町に事務所がある農地所有適格法人に対し、また、番号6番から31番の26筆については、大森に事務所がある農地所有適格法人に対し、番号32番の1筆については、土田の新規認定就農者に対し、いずれも新規設定で使用貸借権を設定し利用配分する計画案となっています。

土地の概要等については、いずれも資料のとおりです。

すべての該当農地について、令和3年6月30日から令和13年6月29日までの10年間、利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【質疑なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

本案件については、意見なしとし、市に報告することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、本案件は意見なしとして、市に報告することに決しました。

以上を持ちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の4月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数は2件)

近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

次に農業用施設の届出の4月届出分についてです。

添付資料2をご覧ください。(件数は1件)

塩地内で農業用倉庫1件の届出がありました。

次に令和2年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価案及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案についてです。これは毎年作成しているもので、今年度は令和3年5月7日金曜日から6月7日月曜日までの1か月間、ホームページに掲載・公表して市内在住の方からの意見募集を行います。

内容については、お手元に配付しております資料のとおりです。(内容説明)

何かご意見等ございましたら、事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。

続きまして、4月中に届出のありました農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について報告します。

今回は、5件の相続に伴う届出があり、田は5筆、2,227.00㎡、畑は12筆、6,901.00㎡で、田と畑の合計は17筆で、面積は9,128.00㎡でした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は、5月28日の金曜日を予定しています。

新型コロナ感染拡大防止の観点から中止になることがあります。

また、令和3年度第6回農業委員会総会は、6月3日木曜日に午後2時から庁舎5階
全員協議会室で開催を予定しています。

議

長

これもちまして、令和3年第5回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。